

〔保険商品の勧誘方針〕

トヨタカローラ島根株式会社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年 法律第101号)」に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を下記のとおり定めております。

ご理解の程よろしく願いいたします。

記

【1】保険商品の販売等に際しては、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- ・ 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法及びその他の各種法令・諸規則等を遵守し、お客様の立場に立った適正な保険販売を心掛けます。
- ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、お客様の本人確認、同意確認は確実に行之、適正な保険金額を定めるよう努めます。未成年者の方、特に15歳未満の方を被保険者とする場合は、特に配慮いたします。

【2】お客様の意向と実情に適合した適切な保険商品が選択できるよう努めます。

- ・ お客様の保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的やライフサイクル等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に適合した勧誘に努めます。
- ・ ご高齢者に対する勧誘等におきましては、必要に応じてご家族の同席をお願いするなど、お客様に十分ご理解いただけるよう配慮いたします。
- ・ 変額保険等の投資性商品の勧誘におきましては、商品内容やリスクなどにつきまして、十分な説明に努めます。

【3】お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法となるよう創意工夫に努めます。

- ・ 分かり易いパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるように努めます。
- ・ 保険商品の重要事項やお客様にとって不利益となる事項等を正しくご理解いただけるよう、分かり易い説明に努めます。
- ・ お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。

【4】お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- ・ お客様の個人情報、プライバシー等は、適正な取扱いならびに厳正な管理と保護に努めます。保険金等のお支払い手続きならびにお問合せには、迅速・的確・丁寧に対応するよう努めます。
- ・ 本勧誘方針に沿った適正な対応を行うために、ルール整備や保険募集人の研修体制の充実等に努めます。
- ・ お客様のご意見、お声を傾聴・分析し、それを日々の業務に活かしていくよう努めます。